

特別利子補給制度（新型コロナウイルス感染症関連）

令和元年度予備費予算額 **47.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰りの支援を実施します。
- 売上高の減少など一定の要件を満たした中小企業・小規模事業者に対して、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化します。

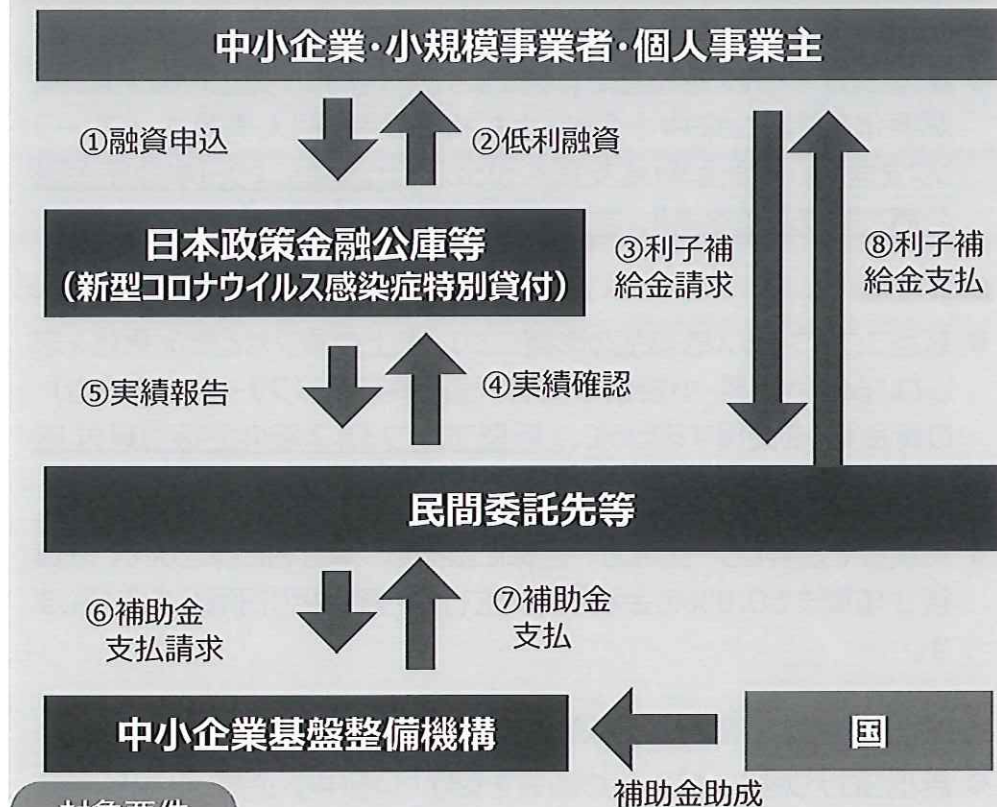
成果目標

- 新型コロナウイルス感染症による影響により、特に経営の安定に支障を生じた中小企業・小規模事業者、フリーランスを含めた個人事業主に対して、資金繰りを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



対象要件

- 適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方
- ①個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）…要件無し
 - ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
 - ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給対象上限：中小事業 1 億円、国民事業 3 千万円、当初 3 年間
 ※ 小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員 20 名以下
 卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下